

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合①＞

① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

① 令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度			令和5年度												令和6年度												令和7年度	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
パターンA																													
指定	経過措置期間(区分八)			支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
パターンB																													
指定	経過措置期間(区分八)															R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
																▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													
																▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する													

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合②＞

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

■令和8年4・5月分の基本報酬区分

基本報酬区分の変更	提出期限	提出書類
R7工賃実績等に伴う変更 あり	R8.4.15	体制様式（届出書・総括表・別紙40）
R7工賃実績等に伴う変更 なし	-	-

■令和8年6月以降分の基本報酬区分

①令和6年3月以前に指定を受けた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が上がっている事業所

令和6年4月以降に指定を受けた事業所

R8年4・5月の基本報酬区分	R8年6月以降の基本報酬区分	届出の有無	提出期限	提出書類
(九) なし（経過措置対象）	(九) なし（経過措置対象）	届出不要	-	-
(八) 1万円未満	(八) 1万円未満			
(七) 1万円以上1万5千円未満	(七) 1万円以上 1万5千円未満			
(六) 1万5千円以上2万円未満	(F) 1万5千円以上 1万8千円未満	届出必要	R8.6.15	体制様式 (届出書・総括表・別紙40)
	(六) 1万8千円以上 2万円未満			
(五) 2万円以上2万5千円未満	(E) 2万円以上 2万3千円未満			
	(五) 2万3千円以上 2万5千円未満			
(四) 2万5千円以上3万円未満	(D) 2万5千円以上 2万8千円未満			
	(四) 2万8千円以上 3万円未満			
(三) 3万円以上3万5千円未満	(C) 3万円以上 3万3千円未満			
	(三) 3万3千円以上 3万5千円未満			
(二) 3万5千円以上4万円未満	(B) 3万5千円以上 3万8千円未満			
	(二) 3万8千円以上 4万5千円未満			
(一) 4万5千円以上	(A) 4万5千円以上 4万8千円未満			
	(一) 4万8千円以上			

②令和6年3月以前に指定を受けた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている事業所

指定日	提出期限	提出書類
R5年4月以前に指定を受けた事業所	R8.6.15	R6.3月とR6.4月を比較し、基本報酬区分が変わらない又は下がっていることが分かる書類 (例：介護給付費・訓練等給付費等明細書)
R5年5月からR6年3月までに指定を受けた事業所		経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分を比較し、変わらない又は下がっていることが分かる書類 (例：介護給付費・訓練等給付費等明細書)